

設 立 趣 意 書

日本経済がアメリカにつぐ急速の成長を遂げたと宣伝されるなかで国民生活は逆に低下しているのではないかと思われます。

大企業中心の政治のもとで中小企業の破産倒壊は戦後最高の数に達していますし、物価のつり上げ政策と浪費攻勢によって勤労者をはじめ市民の消費生活は莫大な支出増と生活のゆがみをおしつけられています。

私たちは、みんなひとしく「健康にして文化的な生活を営む権利」を保障されています。しかし労働組合にも各種協同組合、共済団体にも保護されずに孤立した中小企業、商店等の勤労者や一般消費者にとってはこれらの願望を補けてくれる銀行、金庫など市中の金融機関は縁遠い存在であり、いきおい小口高利金融業者に依存せざるを得ないというのが現状です。こうした状態をただ眺めているわけにはいきません。私たちは自分たちの生活を自分たちで守っていく必要があります。消費生活協同組合法はこのような弱い立場にある者の自らの組織として同一地域に居住し、あるいは取場で勤務するものが結集して「生活協同組合」を設立し、購買、共済、施設、金融などの互助事業を行なうことを法認し奨励しています。

生活協同組合は、組合員の出資金を財源とし、組合員すべての平等な発言によって運営され、利用による利益が出た場合にも、組合員が生協を利用した額に応じて「利用高割り戻し」が行われるというように極めて民主的な経営組織であります。

みなさん、今こそ弱い力を結集して協同の力を確立し、生活協同組合を設立しようではありませんか。

すでに先進的な宮崎県においては、昭和30年に信用生活協同組合が県内主要地区に設立され、爾来10年の年月にわたって健全な発展をみています。さらに昨年は鳥取県に県内一円とする信用生活協同組合が設立され、短時日ながら着々と経営基礎を確立しつつあります。

私たちが設立しようとする組合は岩手県消費者信用生活協同組合といい、次の事業を行ないます。

1. 組合員に対し、生活資金を貸付する事業。

- (イ) サラリーマン、一般市民に対する個人信用貸付
- (ロ) 中小企業従業員の厚生資金とする団体保障による信用貸付
- (ハ) 国、公社債等を担保とする貸付

(二) 不動産を担保とする貸付

2. 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業、ホームヘルパー、氷出看護人、集金代行、社会保険業務代行など特殊な技能などの共同利用を行なう。

3. 組合員の生活の改善および文化の向上を図る事業

講演会、芸術鑑賞会、体育祭などの文化活動

4. 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業。

このような生活協同組合こそ私たちの願いを実現してくれる最良の機関であることを確信しています。

「一人は万人のために、万人は一人のために」の協同互助の精神にもとづいて、みなさんが以上の趣旨を充分御理解のうえ、ふるって御加入下さいますようお願い申し上げます。

昭和44年3月

岩手県消費者信用生活協同組合

設立発起人会